男女共同参画センター
利用料金加算制度（営利・市外加算）の運用変更についてのお知らせ

令和7年4月1日以降に行う予約から一部の運用が変更となり、これまでの利用料金と変更となる場合があります。
利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

（東大阪市では、市内の公共施設における運用を統一し、公平性を担保することを目的として見直しを行い、条例改正が行われました。）

営利法人・個人事業主

企業・事業活動で利用する場合は、営利加算の対象となります。

（例）営利加算の対象となる利用

- 商品説明会、事業説明会、研修、会議などの企業・事業活動。
- 会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
- 無料相談会等の入場料を徴収しない興行等。

（例外）営利加算の対象外となる利用

- 企業が行う男女共同参画に資する公益的な活動で、入場料等を徴収しないもの。

その他の団体・個人

営利法人等でなくても、金銭のやり取りを伴う利用は、営利加算の対象となります。

（例）営利加算の対象となる利用

- 来場者から入場料等を徴収する場合。※これまでの2,001円以上を徴収する場合という基準から変更となります。
- 物品の売買等を行う場合。
- 会費や月謝等を徴収して塾や教室などの習い事を開催する場合。
  ただし、会費や月謝等が施設利用料の２倍の範囲内の場合は、営利加算の対象外となります。
  その際は、事業計画書を提出する必要があります。

（例外）営利加算の対象外となる利用

- サークル等で各自が活動費を出し合っている場合。

市外加算の適用基準の変更について

個人の利用についての変更点はございませんが、団体利用については下記のとおりとなります。

法人格のある団体（株式会社等）……団体所在地が東大阪市外の場合
法人格のない団体（サークル団体等）…団体所在地が東大阪市外の場合または
団体代表者等（申請者）が市内在住・在勤・在学のいずれでもない場合

注）申請内容と異なる利用をした場合は、次回以降の利用をお断りすることがあります。

【お問い合わせ先】
○営利加算制度について：人権文化部　多文化共生・男女共同参画課　TEL:06-4309-3300 FAX:06-4309-3823
○施設利用について：東大阪市立男女共同参画センター（イコーラム）
東大阪市岩田町4-3-22-600　TEL:072-960-9201　FAX:072-960-9207

営利加算適用フローイメージ

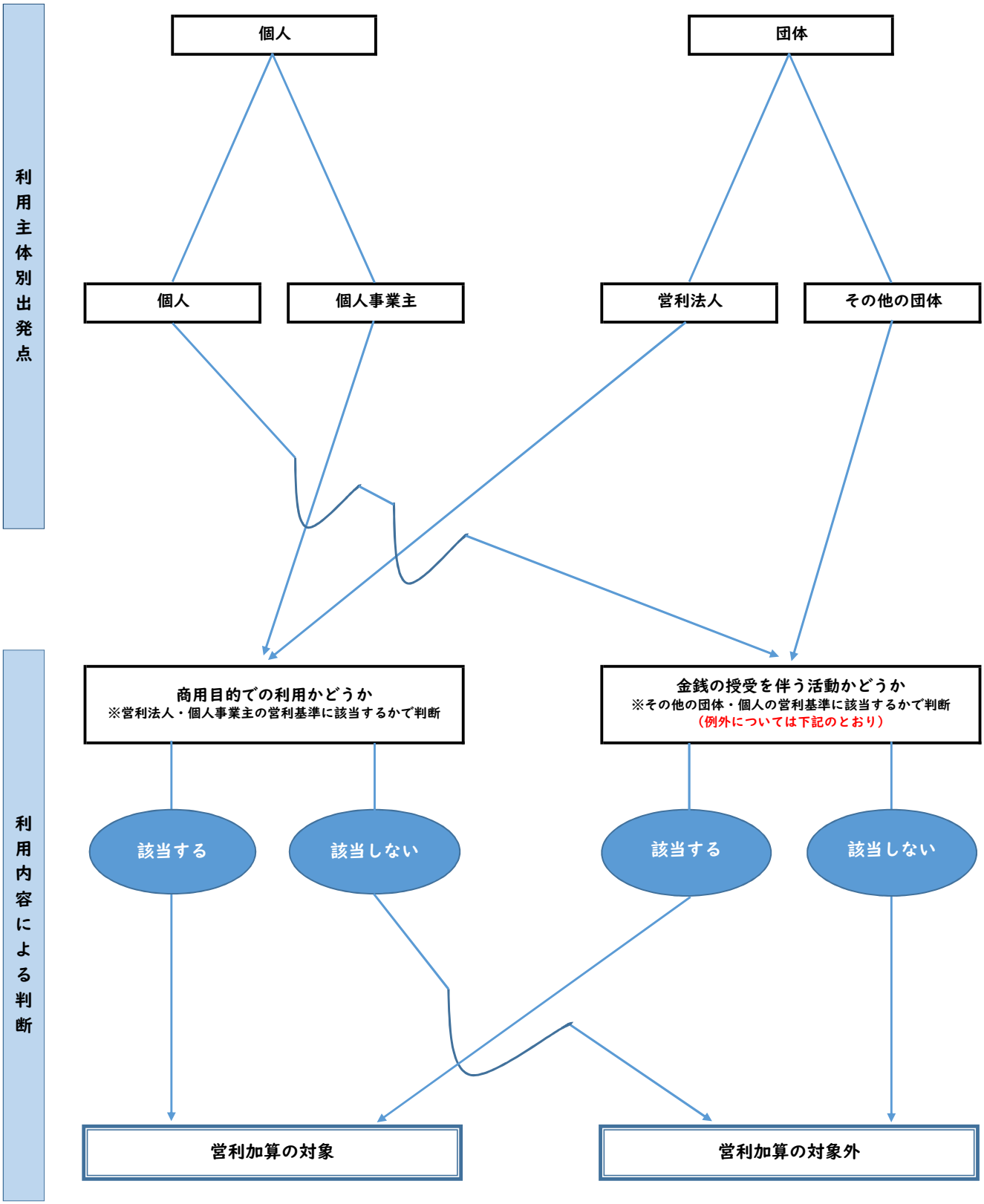

※営利法人・個人事業主の利用で営利加算の対象外となる事例
・チャリティ活動での利用で、得られた収益を寄付する催事　等

※その他の団体・個人の利用で金銭の授受を伴う活動であるものの、営利加算の対象外となる事例

・主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施するが、徴収する会費等が施設使用料の２倍の範囲内である場合。※事業計画書の提出が必要です。
・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
・大会や発表会等で、入場料を徴収しない場合。

法人・個人事業主について

法人

公法人

行政目的のために公の事務を行うことを目的とする法人

【代表例】
・普通地方公共団体
　都道府県・市町村
・特別地方公共団体
　特別区・地方公共団体の組合・財産区
・独立行政法人
　国立公文書館・造幣局など
・公共組合
　健康保険組合・土地改良区など
・特殊法人
　日本年金機構・日本放送協会（NHK）など

私法人

私的な社会活動を目的に、私人の設立行為で成立する私法上の法人

営利利用となる対象
※事業に関連した利用

営利法人

事業活動（ビジネス）によって利益を獲得し、その得られた利益を構成員に分配することを目的とする法人

① 株式会社
② 合同会社
③ 合資会社
④ 合名会社
⑤ 特定目的会社・投資法人
⑥ 士業法人

その他の法人

①一般社団法人（公益社団法人含む）
②一般財団法人（公益財団法人含む）
③NPO法人
④医療法人
⑤特別法に基づく組合
　労働組合、農業協同組合等
⑥特別法に基づく法人
　学校法人、宗教法人、社会福祉法人等

個人事業主

法人を設立せずに個人で事業を営んでいる人。税務署に「開業届」を提出して事業の開始を申請すれば、個人事業主として独立したこととなる。

第1種事業（37）
物品販売業・運送取扱業・料理店業・遊覧所業・保険業・船舶定係場業・飲食店業・商品取引業・金銭貸付業・倉庫業・周旋業
不動産売買業・物品貸付業・駐車場業・代理業・広告業・不動産貸付業・請負業・仲立業・興信所業・製造業・印刷業・問屋業
案内業・電気供給業・出版業・両替業・冠婚葬祭業・土石採取業・写真業・公衆浴場業（むし風呂等）・電気通信事業・席貸業
演劇興行業・運送業・旅館業・遊技場業

第2種事業（3）
畜産業・水産業・薪炭製造業

第3種事業（30）
医業・公証人業・設計監督者業・公衆浴場業（銭湯）・歯科医業・弁理士業・不動産鑑定業・歯科衛生士業・薬剤師業・税理士業
デザイン業・歯科技工士業・獣医業・公認会計士業・**諸芸師匠業**・測量士業・弁護士業・計理士業・理容業・土地家屋調査士業
司法書士業・社会保険労務士業・美容業・海事代理士業・行政書士業・コンサルタント業・クリーニング業・印刷製版業
あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業 装蹄師業

塾、教室、スクール等の習い事

事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

利用者ID		1234
事業名（教室名等）		○○教室
事　業　内　容		○○を習いたい生徒に対して月謝制にて教室を開催する。 4/6は日下市民プラザ△△にて実施 4/13、4/20は日下市民プラザ□□にて実施 4/27は日下市民プラザ△□にて実施
利　用　施　設　名		日下市民プラザ
主 催 者	団体名 氏　名	○○　○○
	住　所	東大阪市○○
	連絡先	090-○○○○-○○○○

月4回開催なのであれば、4回分合計の会場使用料を記載してください。
※附属施設使用料も同様です。

【収入】 参加料（会費・月謝等）			【支出】 開催経費		
参加料	固定項目	5,000円	会場使用料	固定項目	14,800円
参加人数（定員）	固定項目	30人	月間開催予定回数	固定項目	4回
			附属設備使用料	固定項目	2,000円
合計		150,000円	合計		16,800円
収支					133,200円

判定結果が営利加算ありとなる場合は、営利加算が適用となる利用ですので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる
「チラシ」、「PR資料」等
を添付してください。

営利加算適用後の支出	31,600円
営利加算適用後の収支	118,400円
判定結果	営利加算あり

【参考】営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合）※月額

実費徴収金（材料代等）	4,000円	材料代等	4,000円
参加人数	30人	参加人数	30人
合計	120,000円	合計	120,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。

事業計画書

利用者ID		
事業名（教室名等）		
事　業　内　容		
利　用　施　設　名		
主催者	団体名 氏　名	
	住　所	
	連絡先	

【収入】 参加料（会費・月謝等）	【支出】 開催経費
参加料	会場使用料
参加人数（定員）	月間開催予定回数
	附属設備使用料
合計	合計
収支	

※事業計画の概要がわかる
「チラシ」、「PR資料」等
を添付してください。

営利加算適用後の支出	
営利加算適用後の収支	
判定結果	

【参考】営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合）※月額

実費徴収金（材料代等）		材料代等	
参加人数		参加人数	
合計		合計	

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。

営利加算・市外加算についてのQA

なぜ、営利加算や市外加算の運用を変更したのか。
同じ市の公共施設であるのに、施設によって営利加算や市外加算の運用が異なることについて利用者からご意見をいただいていましたので、改めて制度を見直し、運用を統一することで税負担の公平性と受益に対する利用者間の公平性の担保を図るため、令和6年第3回定例会（9月議会）にて条例改正を行いました。制度の考え方の詳細につきましては、恐れ入りますが、多文化共生・男女共同参画課にご確認をお願いします。施設の利用や利用料金に関することはイコーラムにお問合せください。

イコーラムでの変更点は？
これまでもイコーラムでは営利加算の制度はありましたが、令和7年4月1日以降に行う予約からは、入場料加算が営利加算に組み込まれ、入場料等を徴収する場合は営利加算が適用されます。

営利加算とは？
営利法人や個人事業主の方が商用目的で利用される場合、施設の利用料金が2倍になります。その他の団体や個人の方でも、習い事で月謝等を徴収する場合、来場者から入場料等を徴収する場合などは営利加算に該当します。ただし、その他の団体や個人の方が、習い事等の利用で徴収する月謝等が利用料金の2倍以内である場合は、営利加算の対象外となります。詳しくはチラシをご覧ください。

事業計画書の中に「チラシ」「PR資料」等を添付してくださいとありますが、提出は必須か。また、チラシを提出する際に月謝等の記載は必須か。
習い事を開催する場合、生徒を募集するにあたって何らかの広報をしておられると思いますので、月謝等の記載のあるチラシ等を提出して下さい。チラシの他、ウェブサイトやInstagramもしくは月謝袋等でも結構です。月謝等が記載されたチラシ等を発行していない場合は、個別に施設までご相談ください。

毎月行っている習い事・教室が日ごとに部屋が異なるが、事業計画書は部屋ごとに提出が必要か。
月謝制の習い事・教室であれば部屋ごとの提出ではなく、月単位での収支により営利か非営利かを判断します。 （その際は月謝方式・場所不特定の事業計画書を提出してください。）

個人やその他の団体で、活動に必要なお金をメンバーで出し合っているサークル活動等の場合は営利加算の対象外と考えていいか。
お見込みのとおりです。詳しくはチラシの「その他の団体・個人」欄に記載しています。

窓口とインターネット申請の場合、事業計画書の提出はいつ行うか。
事業計画書は利用日当日に窓口でご提出ください。

個人事業主は、「開業届」を窓口で提示する必要があるか。
提示の必要はありません。

個人の税理士（税理士法人）が行っている「無料相談会」は営利加算の対象となるのか。
営利加算の対象となります。お知らせチラシの「⑤参加費・入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）」に該当します。